

議事 3 - 1 第 2 回改定委員会における意見等への対応方針について

1 【前回委員会】議事 3 - 1 第 1 回改定委員会における意見等への対応方針について

| 番号 | 意見等 | 委員会時の回答 | 対応の方針 |
|----|--|--|--|
| 1 | <p>第 1 回委員会（令和 7 年 8 月開催）以降、全国的にクマ被害が特に深刻化している。</p> <p>中間見直しにあたり、「【目標 1】安全・安心に暮らせる住まい・まちづくり」を踏まえ、今後 5 年間の施策として熊対策について考えていく必要があるのではないか。</p> | <p>今回のクマ被害は、近年顕在化してきた課題であるため、<u>現計画の体系に直接反映することは難しい。</u></p> <p>本市の取組状況や具体的な施策、住まいとの関連付けが可能であるかなどを踏まえ、<u>第 3 回委員会で検討結果をお示ししたい。</u></p> | <p>野生鳥獣の棲みつき等による人身被害の危険性を排除する観点で、<u>放置された空き家や誘引果樹の適切な管理に関して、第 2 期秋田市住生活基本計画（P.103 適切な空き家対策の推進）に追記する。</u></p> |

2 【前回委員会】議事 3 - 2 第 2 期秋田市住生活基本計画について

| 番号 | 意見等 | 委員会時の回答 | 対応の方針 |
|----|---|---|--|
| 2 | <p>「【資料 2】第 2 期秋田市住生活基本計画について」の施策体系（P97-P99）について、今回の改定にあたって削除する施策があれば、その点も掲載すべきではないか。</p> | <p>ご意見のとおりであり、そのように修正する。</p> | <p><u>今回の改定にあたって削除する施策を計画へ掲載し、意見公募を実施した。</u></p> <p>なお、<u>最終的な計画書には掲載しない</u>こととする。</p> |
| 3 | <p>「【資料 2】第 2 期秋田市住生活基本計画について」の P109 に住宅情報ネットワークの説明があるが、その中で「市長」という言葉が使用されている。他の部分では「市」と記載されている部分が多く、整合がとれていないと感じる。</p> | <p>ご意見のとおり「市」に統一する。</p> | <p>左記のとおり対応する。</p> |
| 4 | <p>「【資料 2】第 2 期秋田市住生活基本計画について」の P120 に成果指標の表が記載されているが、「前計画目標値」が記載されていることで全体をわかりづらくなっている。</p> | <p>ご意見のとおりであり、「前計画目標値」の列を削除することとする。</p> | <p>左記のとおり対応する。</p> |